

## 加算届出添付資料一覧

該当サービス	加算項目	添付資料
居宅介護支援	特別地域加算	不要
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	不要
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	●中山間地域等における事業所規模算定表(参考様式1)
	ターミナルケアマネジメント加算	●特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙10-2)
	特定事業所加算	<p>●特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙10-2)</p> <p>●加算の区分に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算(Ⅰ):①から⑧まで</li> <li>・加算(Ⅱ):①, ②, ③, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧</li> <li>・加算(Ⅲ):①, ②, ③, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧</li> <li>・加算(Ⅳ):加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定する場合、それぞれの添付資料</li> </ul> <p>①資格者証写し, 勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの)</p> <p>②情報伝達等を目的とした会議記録(直近のもの)</p> <p>③24時間連絡体制があることがわかる書類(重要事項説明書等,緊急連絡先を明示してください。)</p> <p>④利用者のうち, 要介護3, 4及び5である者が100分の40以上であることを証する資料</p> <p>⑤介護支援専門員に対する年間研修計画</p> <p>⑥直近の包括支援センターの事例検討会の配布資料等, 事例検討会への参加がわかる資料</p> <p>⑦京都府介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所に係る「登録通知書」(写し)</p> <p>⑧他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会, 研修会等を実施したことがわかる資料(計画書・報告書等)</p> <p>※⑥について、新たに加算を取得する事業所は、直近で参加の実績があれば添付してください。</p> <p>※⑧について、宇治市の「ケアマネジメントに関する勉強会」への参画を要件として算定する場合は、勉強会委員として参画した実績が必要になります。</p> <p>※居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(参考様式10)を活用して毎月点検し, 5年間保存してください。</p>